

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に伴う省令の手当てについて

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に伴い、必要な省令事項の手当てを行うものである。

1. 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令」及び「労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令」

- (1) 組織再編成に含まれる金融機関が株式の発行又は移転により他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与えることとなる場合について、それぞれ子会社化の場合又は主要株主基準値以上の数の議決権を有することとなる場合とする。(第2条)
- (2) 申請時及び認定時、認定計画公表時、認定計画の変更時、履行状況報告時、報告公表時の記載事項及び添付書類、様式を定める。(第3条、4条、7条、8条、9条、10条、11条、12条、13条)
- (3) 健全な自己資本の状況にある旨の区分を、国際統一基準採用行は8% (単体・連結)、国内基準採用行4% (単体・連結)以上の自己資本比率とする。(第5条)
- (4) 申請から認定までの期間を原則として1ヶ月 (優先株式等の引受け等を伴う場合は2ヶ月) とするとともに、予備審査の規定を設ける。(第3条3項、第14条)
- (5) 計画の履行状況は毎決算期 (銀行にあっては中間決算を含む) 終了後、原則として3ヶ月以内に報告するものとする。(第9条第1項等)
- (6) 内閣総理大臣に提出する書類は、金融庁長官を経由して提出することとし、地域金融機関が金融庁長官へ書類を提出する場合は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等を経由して提出することとする。(第15条)
- (7) 平成15年1月1日から施行する。

2. 預金保険機構の金融機関等経営基盤強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令」

預金保険機構が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の規定による業務を行う場合の業務方法書の記載事項、預金保険機構に設けられる金融機関等経営基盤強化勘定の区分経理や利益・損失の処理に関する事項等について所要の規定を設ける。(一部の規定を除いて平成15年1月1日から施行する。)

3. 銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の規定により総会を経ないで合併を行うことが広く可能とされることを踏まえ、その場合には、合併等の認可手続きの際の添付書類として求められる総会の議事録に代えて、取締役会 (理事会) の議事録を添付することを求めることなど所要の手当てを行うものである。